

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(4月30日現在)

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では4428名(昨日から143名増)の累計感染者数、うち218名の累計死亡者数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置(以下「強制隔離と記載」)(DNU408/2020)が5月10日まで継続中です。同時に、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに当国政府に申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。
- 短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化、国際便の減少を念頭に、出国を希望する場合には各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では4428名(昨日から143名増)の累計感染者数、うち218名の累計死亡者数が報告されています。

2 一般受刑者釈放を巡る情勢(報道)

フェルナンデス大統領は自身のツイッターを通じて、新型コロナウイルス感染の恐れがある受刑者を自宅拘禁にするかどうかは、司法が決定することであり、政権は決定に干渉していないと述べています。(当館注:フェルナンデス大統領は、当初同措置に前向きな反応を示していました)。また、ブエノスアイレス州のキシロフ知事もフェルナンデス大統領に呼応し、「ブエノスアイレス州に「受刑者の大量解放」の計画があるというのは嘘であり、行政は刑務所に送致したり、受刑者を釈放することも釈放条件を決定することもしない。」「これらの権限は司法にあり、自分は権限の独立を尊重している。」とツイッターに投稿しています。

3 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両(バスやレミース)で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。 <https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf>

4 強制隔離およびそれに伴う国内移動制限

の長期化が見込まれ、見通しも不透明であるとともに、国際航空会社の多くが減便をしている現状から、短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いやうがいの励行などの感染予防に努めるとともに、出国を希望する場合には、各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。

（以上）